

資料

資料目次

第1章

資料1 - 1 - 1 : 消費者委員会と消費者行政	39
資料1 - 1 - 2 : 消費者委員会委員名簿(第3次)	40
資料1 - 1 - 3 : 消費者委員会の権限規定について	41
資料1 - 1 - 4 : 第3次消費者委員会審議体制(平成26年8月時点)	42
資料1 - 2 - 1 : 第3次消費者委員会開催実績	43
資料1 - 2 - 2 : 委員間打合せ開催実績	47

第2章

資料2 - 1 - 1 : 消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング 対象施策(第134回、第135回、第137回、第138回、第140回)	50
資料2 - 1 - 2 : 消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング 対象施策(第158回~第160回)	55
資料2 - 1 - 3 : 消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画 の見直しに向けての意見	58
資料2 - 1 - 4 : 消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見	64
資料2 - 1 - 5 : 消費者基本計画の変更についての答申	70
資料2 - 2 - 1 : クレジットカード取引に関する消費者問題についての調査報告及び建 議の概要	72
資料2 - 3 - 1 : 商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見	78
資料2 - 3 - 2 : 「食品表示等適正化対策」に対する意見	86
資料2 - 3 - 3 : クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見	88
資料2 - 3 - 4 : 商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策 に対する意見	92
資料2 - 3 - 5 : 適格機関投資家等特例業務についての提言	95
資料2 - 3 - 6 : 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」 に関する意見	101
資料2 - 4 - 1 - 1 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申について (平成25年10月のプレスリリース)	109
資料2 - 4 - 1 - 2 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申について (平成25年11月のプレスリリース)	111
資料2 - 4 - 1 - 3 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申について (平成26年3月のプレスリリース)	113
資料2 - 4 - 1 - 4 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申について (平成26年5月のプレスリリース)	115
資料2 - 4 - 1 - 5 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申について	

	(平成26年8月のプレスリリース)	117
資料2-4-2-1	: 不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(諮問)	119
資料2-4-2-2	: 不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)	120
資料2-5-1-1	: 消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案について(意見聴取)	137
資料2-5-1-2	: 消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する消費者委員会の意見について	138
資料2-5-2-1	: 消費税率の引上げに伴う公共交通運賃等の改定案について(意見聴取)	141
資料2-5-2-2	: 消費税率の引上げに伴うJ Tのたばこ小売価格の改定案に関する消費者委員会の意見について	143
資料2-5-2-3	: 消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について	145
資料2-5-2-4	: 消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について	148
資料2-5-2-5	: 消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について	151
資料2-5-3-1	: 中部電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について	154
資料2-5-3-2	: 中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について	155
資料2-6-1	: 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項(平成26年3月25日)	161
資料2-6-2	: 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項(平成26年4月8日)	165
資料2-6-3	: 「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」実施状況報告において説明願いたい事項(平成26年4月22日)	176

第3章

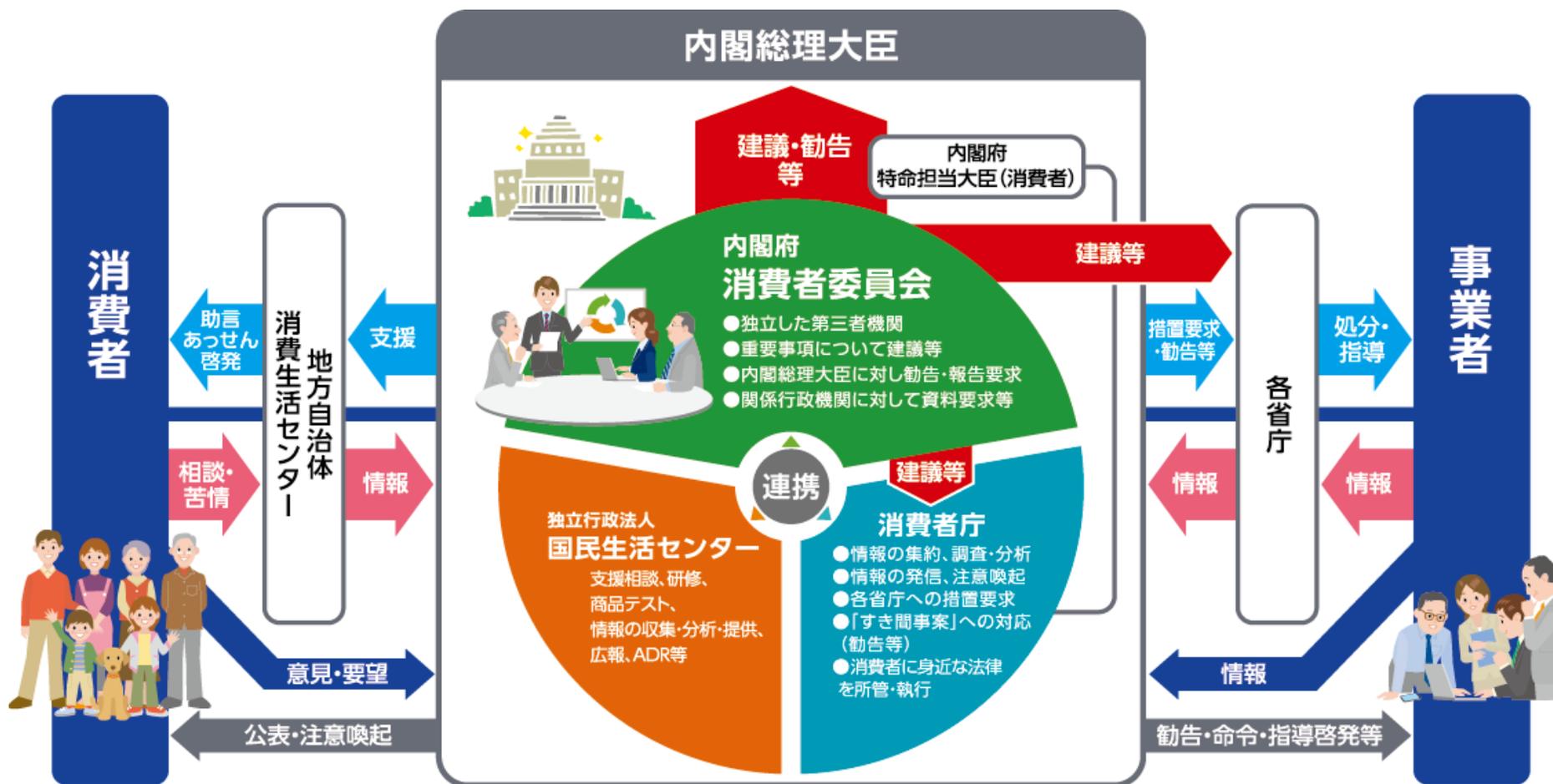
資料3-1-1-1	: 新開発食品調査部会設置・運営規程	180
資料3-1-1-2	: 新開発食品調査部会委員名簿	183
資料3-1-1-3	: 新開発食品調査部会議事一覧	184
資料3-1-2-1	: 新開発食品調査部会における調査会の設置について	186
資料3-1-2-2	: 新開発食品評価第一調査会委員名簿	187

資料 3 - 1 - 2 - 3	：新開発食品評価第二調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	188
資料 3 - 2 - 1 - 1	：食品表示部会設置・運営規程	・ ・ ・ ・ ・	189
資料 3 - 2 - 1 - 2	：食品表示部会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	192
資料 3 - 2 - 1 - 3	：食品表示部会議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	193
資料 3 - 2 - 1 - 4	：栄養表示に関する調査会、生鮮食品・業務用食品の 表示に関する調査会、加工食品の表示に関する調査会 報告書とりまとめ	・ ・ ・ ・ ・	194
資料 3 - 2 - 2 - 1	：食品表示部会における調査会の設置について	・ ・ ・ ・ ・	202
資料 3 - 2 - 2 - 2	：栄養表示に関する調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	205
資料 3 - 2 - 2 - 3	：栄養表示に関する調査会議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	206
資料 3 - 2 - 2 - 4	：生鮮食品・業務用食品の表示 に関する調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	207
資料 3 - 2 - 2 - 5	：生鮮食品・業務用食品の表示 に関する調査会議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	208
資料 3 - 2 - 2 - 6	：加工食品の表示に関する調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	209
資料 3 - 2 - 2 - 7	：加工食品の表示に関する調査会議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	210
資料 3 - 3 - 1 - 1	：公共料金等専門調査会設置・運営規程	・ ・ ・ ・ ・	211
資料 3 - 3 - 1 - 2	：公共料金等専門調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	214
資料 3 - 3 - 1 - 3	：公共料金等専門調査会議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	215
資料 3 - 3 - 2 - 1	：家庭用電気料金の値上げ認可申請 に関する調査会の設置について	・ ・ ・ ・ ・	216
資料 3 - 3 - 2 - 2	：家庭用電気料金の値上げ認可申請 に関する調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	217
資料 3 - 3 - 2 - 3	：家庭用電気料金の値上げ認可申請 に関する調査会議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	218
資料 3 - 4 - 1	：景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等 に関する専門調査会設置・運営規程	・ ・ ・ ・ ・	219
資料 3 - 4 - 2	：景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等 に関する専門調査会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	222
資料 3 - 4 - 3	：景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等 に関する専門調査会審議経過	・ ・ ・ ・ ・	223
資料 3 - 5 - 1	：消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程	・ ・ ・ ・ ・	225
資料 3 - 5 - 2	：食品ワーキング・グループ議事一覧	・ ・ ・ ・ ・	228
 第 4 章			
資料 4 - 1 - 1	：クレジットカードを利用した取引に関する消費者問題 についての審議の経緯	・ ・ ・ ・ ・	229

第5章

資料5 - 1 - 1 : 地方消費者委員会 (地方消費者問題シンポジウム) 開催実績	230
資料5 - 1 - 2 : 消費者委員会委員と消費者団体等関係団体との意見交換会	240
資料5 - 1 - 3 : 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文	241
資料5 - 2 - 1 : 委員長等記者会見の実績	242
資料5 - 2 - 2 : 消費者委員会と日本の消費者行政 (英訳)	244
参考資料 : 関係法令等	245
(消費者庁及び消費者委員会設置法、 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令、 消費者委員会令、 消費者委員会事務局組織規則、 消費者委員会運営規程、 消費者庁設置法案、 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議 (衆議院、参議院))	

消費者委員会と消費者行政



建議: 消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明

消費者委員会委員名簿（第3次）

（平成26年8月末現在）

阿久澤	良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
石戸谷	豊	弁護士
岩田	喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
（委員長）河上	正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
齋藤	憲道	同志社大学法学部・法学研究科教授
高橋	伸子	生活経済ジャーナリスト
夏目	智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
橋本	智子	一般社団法人北海道消費者協会会長
山本	隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
唯根	妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

以上10名

（五十音順・敬称略）

（注）阿久澤良造委員、石戸谷豊委員、河上正二委員は、衆・参の附帯決議に基づき、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

消費者委員会の権限規定について

【企画立案】

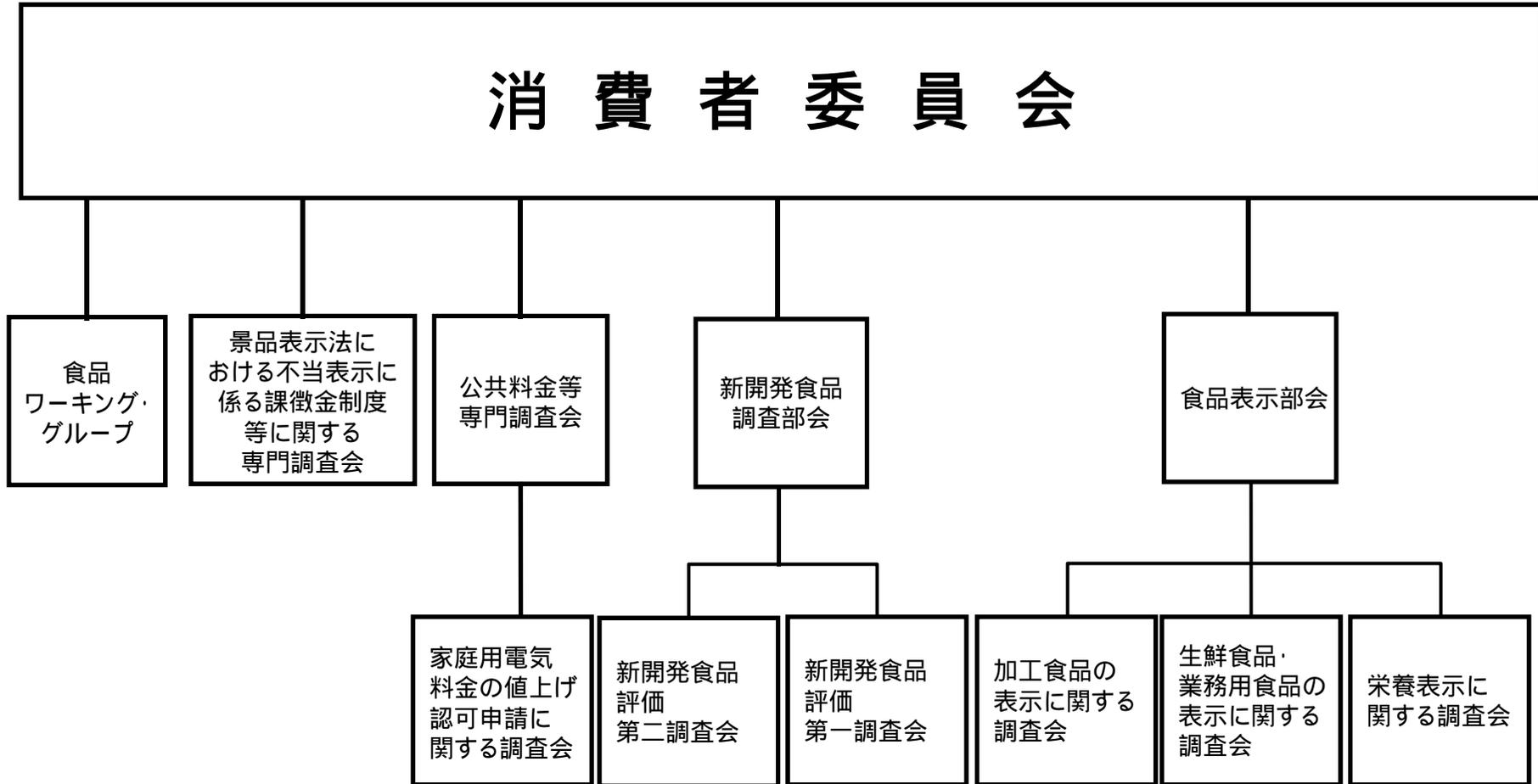
権限内容	根拠規定	概要	
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号 消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。	
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第2号 消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。	
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法第8条 消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		個人情報保護法 第7条第3項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成する。
		消費者安全法 第6条第4項	消費者安全の確保に関する基本的な方針（基本方針）を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。
		消費者安全法 第7条第2項、第3項	都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断する。
		消費者教育推進法第9条第5項	内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。
		食品安全基本法 第21条第2項	内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成する。
	個別事項	意見聴取	食品表示法 第4条第2項
JAS法 第19条の13第5項			内閣総理大臣が農林物資のうち飲食物品の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。
食品衛生法 第19条第1項			内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めることができる。
家庭用品品質表示法 第11条			内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
景品表示法 第5条第1項			内閣総理大臣が、表示・景品類の指定・改廃、景品類の制限・禁止・改廃、優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定・改廃をする際には、公聴会を開催するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
政令の制定等		特定商品預託法 第11条の2	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案しようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案しようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。
		割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案しようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。
議決		住宅品質確保法 第3条第4項	日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を経なければならない。（同基準は内閣総理大臣及び国土交通大臣が策定。国土交通大臣は社会資本整備審議会の議決が必要）。
その他		国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他の法律の運用に関する重要事項を調査審議する。 消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。

【執行】

権限内容	根拠規定	概要
勧告・報告徴収	消費者安全法 第43条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。
意見聴取	消費者安全法 第40条第7項	内閣総理大臣が、重大消費者被害あるいは多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認め、事業者に対して命令しようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
	消費者安全法 第41条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限しようとするとき等には、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならない。
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令しようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。
調査審議	健康増進法 第26条第1項 消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。消費者委員会は、その許可等について、内閣総理大臣の諮問に応じ、必要と認められる事項について調査審議する。

第3次消費者委員会審議体制

(平成26年8月時点)



(注1) 委員会及び下部組織に属する委員、臨時委員、専門委員の任期は、いずれも平成27年8月末まで。

(注2) 上記部会及び調査会は、第3次消費者委員会の発足以降に活動実績のあるもの。

第3次消費者委員会 開催実績（平成25年9月～平成26年8月）

	日付	議題
平成25年		
第132回	9月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・森内閣府特命担当大臣ご挨拶 ・消費者委員会委員紹介 ・委員長の互選 ・その他（食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会について）
第133回	10月8日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・岡田内閣府副大臣ご挨拶 ・消費者安心戦略について ・平成24年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について ・その他（消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文一覧について）
第134回	10月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（消費者基本計画の概要、公共料金等） ・その他
第135回	11月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡内閣府大臣政務官ご挨拶 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（エステ・美容医療サービス、消費者安全、インターネットによる財産被害対策） ・商品先物取引における不招請勧誘禁止規制について ・その他
第136回	11月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金について（消費税率の引上げに伴う定形郵便物の上限料金の改定等について）
第137回	11月26日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（金融取引、個人情報保護（ビッグデータ）） ・その他
第138回	12月10日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示等適正化対策について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（地方消費者行政、消費者教育） ・その他
第139回	12月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示等適正化対策について ・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について ・その他
第140回	12月24日（火）	消費者基本計画の検証・評価・監視について（特定商取引法、関係省庁ヒアリング結果のとりまとめ）

	日 付	議 題
平成 26 年		
第 141 回	1 月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森内閣府特命担当大臣ご挨拶 ・ 消費者委員会における当面の主要課題について ・ P I O - N E T の刷新について ・ 金融取引 (適格機関投資家等特例業務) について ・ その他
第 142 回 ()	2 月 13 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度導入の必要性 ・ 導入すべき制度の趣旨・目的 (被害回復の視点等) について ・ 検討すべき論点の整理
第 143 回	2 月 18 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金について (消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定について)
第 144 回 ()	2 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済団体からのヒアリング
第 145 回	2 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融取引 (クラウドファンディングに係る制度整備) について ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 146 回 ()	3 月 11 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の課徴金制度についてのヒアリング (独占禁止法上の課徴金制度、金融商品取引法・公認会計士法上の課徴金制度) ・ 事業者団体からのヒアリング ・ 景品表示法の改正案について
第 147 回	3 月 11 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者安全法の改正について
第 148 回 ()	3 月 18 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件・手続等に関する検討 (対象事案 (対象行為、主観的要素、規模基準、除斥期間等))
第 149 回 ()	3 月 20 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件・手続等に関する検討 (対象事案 (除斥期間) 賦課金額の算定 (基本的な考え方、加算・減算・減免措置、対象期間) 裁量性、調査権限・手続保障・徴収手続)
第 150 回	3 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺的投資勧誘対策について ・ 消費者委員会ワーキング・グループ設置について
第 151 回 ()	4 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間整理について
第 152 回	4 月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金について (中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者庁への意見について) ・ 詐欺的投資勧誘対策について (犯行ツールに関する取組の強化、消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化) ・ 商品先物取引における不招請勧誘禁止規制について
第 153 回 ()	4 月 16 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の調査審議のスケジュールについて ・ 被害回復の在り方について

	日 付	議 題
第 154 回 ()	4 月 22 日 (火)	・要件・手続に関する検討
第 155 回	4 月 22 日 (火)	・適格機関投資家等特例業務について ・地方消費者行政について (建議のフォローアップ) ・商品先物取引における不招請勧誘禁止規制について ・その他
第 156 回 ()	5 月 1 日 (木)	・経済団体からのヒアリング ・要件・手続に関する検討
第 157 回 ()	5 月 7 日 (水)	・事業者団体からのヒアリング ・フリーディスカッション (取りまとめの検討に向けた意見交換)
第 158 回	5 月 13 日 (火)	・消費者基本計画の検証・評価・監視について (消費者基本計画改定素案の概要、リコール情報の周知・徹底、個人情報保護)
第 159 回	5 月 20 日 (火)	・消費者基本計画の検証・評価・監視について (いわゆる健康食品の表示等、インターネットによる財産被害対策)
第 160 回	5 月 27 日 (火)	・消費者基本計画の検証・評価・監視について (エステ・美容医療サービス、冷凍食品への農薬混入問題、意見のとりまとめ) ・その他
第 161 回 ()	5 月 28 日 (水)	・被害回復の在り方について ・取りまとめに向けた検討
第 162 回 ()	6 月 10 日 (火)	・「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について (答申)(案)」の検討
第 163 回	6 月 10 日 (火)	・「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方 (答申)」について
第 164 回	6 月 17 日 (火)	・消費者白書について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 165 回	7 月 8 日 (火)	・個人情報保護について ・食品表示について ・その他
第 166 回	7 月 15 日 (火)	・個人情報保護について ・その他
第 167 回	7 月 22 日 (火)	・クレジットカード取引についてのヒアリング
第 168 回	7 月 29 日 (火)	・クレジットカード取引についてのヒアリング ・電気通信事業者の販売勧誘方法に係る消費者問題について ・改正景品表示法に係る指針について

	日 付	議 題
第 169 回	8 月 19 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・板東消費者庁長官ご挨拶 ・個人情報保護について ・その他
第 170 回	8 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法への課徴金制度の導入の検討状況について ・クレジットカード取引について

景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会との合同会議

委員間打合せ 開催実績（平成25年9月～平成26年8月）

委員間打合せでは、委員会に向けて、様々な消費者問題や消費者行政の課題につき、関係省庁や有識者等からのヒアリングや、委員の間の意見交換を行っている。（毎回2～3時間程度）

	日付	主な内容
平成25年		
第154回	9月4日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員自己紹介 ・消費者委員会について ・初回会合の議事進行について ・当面の進め方・調査審議テーマ等について
第155回	9月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次消費者委員会委員との意見交換 ・消費者庁との意見交換 ・委員会運営についての検討 ・その他
第156回	9月20日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会運営についての検討
第157回	9月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南消費者庁長官ご挨拶 ・独立行政法人国民生活センターとの意見交換 ・委員会運営についての検討
第158回	10月3日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について ・消費者安心戦略について ・委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧（7～9月）について ・委員会運営についての検討 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第159回	10月8日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次消費者委員会委員との意見交換 ・その他
第160回	10月23日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・公共料金について ・その他
第161回	10月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度について
第162回	11月5日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（消費者安全、インターネットによる財産被害対策、エステ・美容医療サービス） ・商品先物取引における不招請勧誘禁止規制解除の動向に関する意見（案）について ・食品表示部会の審議の進め方について
第163回	11月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（個人情報保護（ビッグデータ）、金融取引） ・その他（広報関係、新開発食品調査部会）
第164回	12月3日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（地方消費者行政、消費者教育） ・食品表示適正化対策について ・その他
第165回	12月10日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示等適正化対策について ・消費者委員会に寄せられた意見・要望書について
第166回	12月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について（特定商取引法、関係省庁ヒアリング結果のとりまとめ） ・今後の委員会の進め方について

	日 付	主 な 内 容
平成 26 年		
第 167 回	1 月 14 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・PI0-NET の刷新について ・当面の進め方について ・その他
第 168 回	1 月 28 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法について ・当面の進め方について
第 169 回	2 月 4 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会本会議と景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会の合同会議の運営について
第 170 回	2 月 13 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金について ・当面の進め方について
第 171 回	2 月 18 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引 (適格機関投資家等特例業務) について ・金融取引 (クラウドファンディング) について ・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律案について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 172 回	2 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引 (クラウドファンディング) について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 173 回	3 月 4 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会について ・ビットコインについて ・消費者被害額の推計値について ・電気通信サービスについて ・その他
第 174 回	3 月 18 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺的投資勧誘対策について ・適格機関投資家等特例業務について ・ワーキング・グループ設置・運営規程 (案) について
第 175 回	4 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金について ・商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の見直しについて
第 176 回	4 月 15 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政について (建議のフォローアップ) ・商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の見直しについて ・適格機関投資家等特例業務について ・その他
第 177 回	5 月 1 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について (関係省庁ヒアリングの進め方) ・その他
第 178 回	5 月 7 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを通じた消費者の財産被害対策について ・消費者取引に関する政策評価について ・個人情報保護について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 179 回	5 月 13 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について (いわゆる健康食品の表示等、インターネットによる財産被害対策)
第 180 回	5 月 20 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について (エステ・美容医療サービス、消費者安全 (冷凍食品への農薬混入問題)、基本計画改定素案に対する委員会意見案のとりまとめ方針) ・個人情報保護に係る第三者機関の体制整備に伴う消費者委員会の機能・権限の見直しについて
第 181 回	6 月 3 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・今後の進め方について
第 182 回	6 月 10 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルデータ検討会で示された大綱 (事務局案) について
第 183 回	6 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護について ・消費者基本計画 (改定原案) の本会議での指摘事項について

	日 付	主 な 内 容
第 184 回	6 月 24 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護について ・食品関係について ・商品先物取引における不招請勧誘禁止規制について ・今後の進め方について
第 185 回	7 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護について ・クレジットカード取引について ・その他
第 186 回	7 月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護について
第 187 回	7 月 15 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金について ・クレジットカード取引について ・消費者団体等関係団体との意見交換会の進め方について
第 188 回	7 月 22 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正景品表示法に係る指針について ・個人情報保護について ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について ・消費者団体等関係団体との意見交換会の進め方について ・その他
第 189 回	7 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示に関して消費者庁から諮問がある場合の取り扱いについて ・クレジットカード取引について ・保障行政の視点から見た消費者行政の在り方について ・消費者契約法に係る諮問(予定)について
第 190 回	8 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護について ・クレジットカード取引について ・消費者契約法に係る諮問について
第 191 回	8 月 19 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示について ・クレジットカード取引について ・消費者契約法に係る審議体制について ・カラーコンタクトレンズの安全性について ・個人情報保護について
第 192 回	8 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護について

**消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策
(第134回、第135回、第137回、第138回、第140回消費者委員会)**

日程	テーマ	施策番号	具体的施策	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	実施時期
【第1回】 10/29	消費者基本計画全体			関係省庁	消費者庁	
	公共料金等	67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管官庁	消費者庁	一部実施済み。 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。
【第2回】 11/12	エステ・美容医療サービス	39	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学会の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。 施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。	厚生労働省	厚生労働省	継続的に実施します。
		39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む、以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。	厚生労働省		前段について、引き続き実施します。 後段について、平成25年度から検討し、26年度に策定します。
		39-3	まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。	厚生労働省		平成25年度中に結論を得て、措置を講じます。
		153-3	平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。	厚生労働省		平成25年度に検討し、26年度に実施します。
	消費者安全	2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。
		3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	消費者庁 関係省庁等		緊急時に速やかに対応します。
		4	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。 消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。	消費者庁 関係省庁等		継続的に実施します。 なお、公表する事故情報の範囲等の拡大については平成22年度に一部実施済み。

日程	テーマ	施策番号	具体的施策	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	実施時期
【第2回】 11/12	消費者安全	5・6	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	消費者庁	消費者庁 厚生労働省	継続的に実施します。
		7	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	消費者庁 関係省庁等		一部実施済み。サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。
		12	消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき収集された、重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。	消費者庁 関係省庁等		継続的に実施します。
	インターネットによる財産被害対策	153	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業省	消費者庁	実施済み。 (平成23年3月「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」の取りまとめ。)
153-2・171		インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討	消費者庁 総務省 経済産業省	実施済み。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 実施済み。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 実施済み。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。		
【第3回】 11/26	金融取引	47	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行います。	農林水産省 経済産業省	金融庁 農林水産省 経済産業省	継続的に実施します。
	金融取引	48	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。	金融庁	金融庁 警察庁	引き続き実施します。
		60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁		一部実施済み。継続的に実施・引き続き検討します。
		62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への差止め命令の申立てに係る調査権限等行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。	金融庁		引き続き実施します。
個人情報保護(ビッグデータ)	166	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	消費者庁 関係省庁等	内閣官房 総務省	審議の結果を踏まえ検討に着手します。	

日程	テーマ	施策番号	具体的施策	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	実施時期
[第3回] 11/26	個人情報保護(ビッグデータ)	177	<p>情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。</p> <p>急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</p> <p>オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</p>	内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等	内閣官房 総務省	<p>「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(平成25年6月公表)を踏まえ、実施します。</p> <p>利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方」におけるWG)における検討(平成25年7月を予定)も踏まえつつ、継続して実施します。</p> <p>IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書(平成25年5月公表)を踏まえ、平成25年度から実施します。</p> <p>IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。</p>
[第4回] 12/10	地方消費者行政	121・122	<p>地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組めます。</p> <p>地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組めます。</p> <p>「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組めます。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。</p>	消費者庁 関係省庁等	消費者庁	<p>継続的に実施します。</p> <p>及び :引き続き実施します。</p> <p>及び :引き続き検討します。</p> <p>継続的に実施します。</p>
	消費者教育	87	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等		一部実施済み。 「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実、継続的に実施します。
		87-2	<p>消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。</p>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等		継続的に実施します。
		90	<p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。</p>	消費者庁 文部科学省		継続的に実施します。

日程	テーマ	施策番号	具体的施策	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	実施時期
【第4回】 12/11	消費者教育	92	学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。	文部科学省	消費者庁 文部科学省	継続的に実施します。
		93	新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。 また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校における消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。	文部科学省		継続的に実施します。
		94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等		一部実施済み。 継続的に実施します。
		95	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。	文部科学省		継続的に実施します。
		96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省		継続的に実施します。
		97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省		一部実施済み。 継続的に実施します。
		98	社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。	文部科学省		継続的に実施します。

日程	テーマ	施策番号	具体的施策	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	実施時期
【第5回】 12/24	特定商取引法	41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	消費者庁	消費者庁	継続的に実施します。
		43	特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	消費者庁 関係省庁等		関係省庁における執行状況の随時とりまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します
		44 - 2	貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	消費者庁 警察庁 経済産業省		実施済み。 (訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が平成25年2月に施行となったため。)

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策
(第158回～第160回消費者委員会)

1.第158回委員会(5月13日(火))

テーマ(平成26年2月25日消費者委員会意見)	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等
<p>【消費者基本計画改定素案の概要等】</p> <p>○現行計画の見直し ①計画初年度である平成22年度からの各施策の進捗状況について総括的な検証・評価を行い、施策目標の達成度やその効果を十分に(可能なものについては定量的に)明らかにされたい。十分な進捗や効果が見られなかった施策については、その理由及び今後に向けた課題、取組方針を明確化されたい。 ②計画の見直しに際して、消費者や関係団体等の意見がより実質的に反映されるよう、パブリックコメントの実施方法の改善を図られたい。</p> <p>○新計画の策定に向けて ①現行計画の検証・評価及び見直し作業と並行して、新計画の策定に向けた基本的な考え方や進め方等について検討を行い、できるだけ速やかに提示されたい。 ②新計画の策定を念頭に、今回の作業を通じて、現行計画終了後の数年間における各分野の消費者政策上の課題をできるだけ具体的に明らかにするよう努められたい。</p>	-	-	-	関係省庁	消費者庁
<p>【消費者安全①(リコール情報の周知徹底)】</p> <p>○リコール情報の周知強化策について、当委員会の「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」(平成25年2月)以降の取組を十分に検証・評価した上で、更なる取組強化を実施されたい。</p>	7	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	一部実施済み。サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。	消費者庁 関係省庁等	消費者庁 経済産業省
	166	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	審議の結果を踏まえ検討に着手します。	消費者庁 関係省庁等	
<p>【個人情報保護】</p> <p>○ビッグデータの利活用に関し、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成25年12月20日IT戦略本部決定)に基づき各施策を検討・実施するに当たっては、(i)保護されるべき個人情報の範囲について慎重に検討を行うこと、(ii)匿名化について検討を深めること、(iii)第三者提供について消費者から同意を得る際には、消費者へ分かりやすく表示すること、(iv)自己に関する情報の開示・訂正・消去を求める権利を十分に保障すること等、パーソナルデータの保護に十分に配慮されたい。</p>	177	<p>①情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。</p> <p>②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</p> <p>④オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルール等の策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</p>	<p>①「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(平成25年6月公表)を踏まえ、実施します。</p> <p>②利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関するWG」における検討(平成25年7月を目途に取りまとめを行う予定)も踏まえつつ、継続して実施します。</p> <p>③IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書(平成25年5月公表)を踏まえ、平成25年度から実施します。</p> <p>④IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。</p>	内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等	内閣官房 消費者庁

2.第159回委員会(5月20日(火))

テーマ(平成26年2月25日消費者委員会意見)	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等
<p>【いわゆる健康食品の表示等】</p> <p>いわゆる健康食品等の機能性の表示の検討に当たっては、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供及び十分な消費者理解を十分確保するものとされたい。</p>	76	<p>消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項(法解釈の指針)」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。</p>	<p>施策を一部実施済み。 引き続き検討します。</p>	消費者庁	
	76-2	<p>いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリー・サプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。</p>	<p>平成25年度に検討を開始し、平成26年度に実施します。</p>	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
	77	<p>いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、いわゆる健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。</p>	<p>継続的に実施します。</p>	消費者庁 厚生労働省	
<p>【インターネットによる財産被害】</p> <p>インターネット取引被害に関し、決済手段や決済代行業者の実態を把握した上で、決済代行業者登録制度の今後のあり方について検討するとともに、必要に応じ、被害抑止及び被害回復のための方策や決済代行業者に関する制度的対応の必要性等について、割賦販売法等の法改正も含めて検討することを明記されたい。</p> <p>景品表示法や特定商取引法等の執行強化を図るとともに、関係省庁等の連携強化や消費者教育・啓発等、被害の未然防止のためのあらゆる方策を講じられたい。</p> <p>目下消費者庁が実施している越境消費者センターのサービスがより多くの国々との間で継続的に消費者に提供されるよう、所要の措置を講じられたい。</p>	45	<p>改正割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する消費者トラブルについても、健全なクレジット取引の推進のため、法令改正の必要性の検討も含め適切に対応を進めます。</p>	<p>継続的に実施します。</p>	経済産業省	
	153	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。</p>	<p>実施済み。 (平成23年3月「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」の取りまとめ。)</p>	消費者庁 総務省 経済産業省	
	153-2 ・ 171	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</p> <p>インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</p> <p>広告表示に対するネット上の監視活動の強化</p> <p>越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</p> <p>関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営</p> <p>二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</p>	<p>実施済み。今後の制度の在り方について継続的に検討します。</p> <p>実施済み。「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>実施済み。継続的に実施します。</p> <p>実施済み。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>	消費者庁 総務省 経済産業省	消費者庁 経済産業省

3. 第160回委員会(5月27日(火))

テーマ(平成26年2月25日消費者委員会意見)	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等
【エステ・美容医療サービス】 「医療機関ホームページガイドライン」や「医療広告ガイドライン」の実効性について、必要かつ十分な検証・評価を実施されたい。(なお、次回の「消費者基本計画の検証・評価・監視」において、平成26年3月末までの検証・評価の結果を報告していただきたい。) 上記両ガイドラインの実効性が担保されない場合は、美容医療機関等のホームページにおける表示を医療に関する広告とみなすなどの法改正を含めた表示適正化の実効性を担保するための措置を検討されたい。 医療機関のホームページの監視について、指導権限を持つ保健所に対する厚生労働省による支援の在り方等について検討し、必要な対策を講じることを明確に記述されたい。 美容医療サービス等における消費者(患者)への事前説明及びその同意に関し、医療従事者及び指導を行う保健所が適切に対応できるよう、具体的なQ & Aの作成や具体例の提示等の方策について検討し、実施することを明確に記述されたい。	39 - 2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む。以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。	前段について、引き続き実施します。 後段について、平成25年度から検討し、26年度に策定します。	厚生労働省	厚生労働省
	153-3	平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。	平成25年度に検討し、26年度に実施します。	厚生労働省	
【消費者安全 (冷凍食品への農薬混入問題)】	3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	緊急時に速やかに対応します。	消費者庁 関係省庁等	消費者庁 食品安全委員会 農林水産省 厚生労働省
	29	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。	継続的に実施します。	警察庁 関係省庁等	

消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価 及び計画の見直しに向けての意見

平成26年2月25日
消費者委員会

消費者基本法においては、消費者基本計画（以下、「計画」という。）の検証・評価・監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。このため当委員会としては、計画の実施状況や計画に盛り込むべき新たな課題等に係る検討を調査審議の重要な柱の一つと位置づけてきており、昨年末の委員会本会議においても、計画中の具体的施策の平成25年度前半までの実施状況や今後の取組方針等について、関係省庁等からのヒアリングを計5回にわたって行ったところである。

当委員会としては、本関係省庁等ヒアリングの結果や当委員会が行った意見表明の内容等を踏まえ、計画の実施状況に係る検証・評価において特に留意すべき事項や計画の見直しに向けて具体的に検討すべき課題について、下記の通り意見を述べる。関係省庁等におかれては、計画の実施状況に関する検証・評価や計画の見直しに向けて、下記の各項目について十分に検討の上、可能な限り改定計画に反映されたい。

なお、現行計画の計画期間は平成26年度末までとなっており、現行計画の最終年度にかけて行う今回の検証・評価及び見直しの作業は、現行計画による成果を総括し、新計画の策定に向けた検討を行う上で極めて重要となる。このため、関係省庁等におかれては、「消費者白書」のとりまとめ作業とも連携しつつ、これまでの取組の進捗や効果等について、十分かつより実質的な検証・評価を行うとともに、消費者政策の分野ごとの重点施策や課題、今後の実施スケジュール及び効果把握のための指標等を明確化することにより、新計画への橋渡しとなる、より実効性のある計画へと改定されたい。

当委員会においては、今後、政府がとりまとめる計画の改定案について、重点施策を中心に再度ヒアリングを行い、本意見の内容が適切に反映されているか等を検証した上で、改定計画のとりまとめに向けた意見表明を行うことを予定している。

記

1. 計画全般に関する事項

(1) 現行計画の見直し

- ① 計画初年度である平成22年度からの各施策の進捗状況について総括的な検証・評価を行い、施策目標の達成度やその効果を十分に（可能なものについては定量的に）明らかにされたい。十分な進捗や効果が見られなかった施策については、その理由及び今後に向けた課題、取組方針を明確化されたい。
- ② 計画の見直しに際して、消費者や関係団体等の意見がより実質的に反映されるよう、パブリックコメントの実施方法の改善を図られたい。

(2) 新計画の策定に向けて

- ① 現行計画の検証・評価及び見直し作業と並行して、新計画の策定に向けた基本的な考え方や進め方等について検討を行い、できるだけ速やかに提示されたい。
- ② 新計画の策定を念頭に、今回の作業を通じて、現行計画終了後の数年間における各分野の消費者政策上の課題をできるだけ具体的に明らかにするよう努められたい。

2 . 個別施策に関する事項

(1) 消費者安全行政 (重点施策 1、13、施策番号 4、5・6、7、12 関係、又は新規施策)

- ① 事故情報の収集を強化・早期化するための方策 (国・地方の行政機関等、事業者、医療機関等からの情報収集強化、関係省庁との連携強化) について検討し、それを具体的に記述されたい。(消費者庁、関係省庁等)
- ② 美白化粧品による白斑問題への対応について、上記①の事故情報の収集についての取組のほか、原因究明を行って必要な再発・拡大防止策を講じる旨を明確に記述されたい。(厚生労働省)
- ③ リコール情報の周知強化策について、当委員会の「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」(平成 25 年 2 月)以降の取組を十分に検証・評価した上で、更なる取組強化を実施されたい。(消費者庁、経済産業省、関係省庁等)

(2) 消費者契約法 (重点施策 3、施策番号 42 関係)

- 消費者契約法の問題点や課題についての整理を早急に行い、同法の見直しに向けた今後の取組方針や検討スケジュール等を明確化されたい。(消費者庁)

(3) 公共料金等 (重点施策 4、施策番号 67 - 2 関係)

- 公共料金の決定過程の透明性や消費者参画の機会の確保、料金の妥当性の継続的な検証等の分野横断的な課題については、当委員会の「公共料金問題に関する提言」(平成 25 年 7 月)等における指摘事項を踏まえ、さらなる取組強化を図られたい。(消費者庁、各公共料金等所管省庁)

(4) いわゆる健康食品の表示等 (重点施策 6、施策番号 76-2、77 関係)

- いわゆる健康食品等の機能性の表示の検討に当たっては、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供及び十分な消費者理解を十分確保するものとされたい。(消費者庁、厚生労働省、農林水産省)

(5) 食品表示等の適正化対策 (施策番号 79、80 関係、又は新規施策)

- ① 政府がとりまとめた「食品表示等の適正化対策」(平成 25 年 12 月 9 日)を着実に実施されたい。(消費者庁、関係省庁等)
- ② 景品表示法の執行体制を強化するための所要の法改正を行うとともに、不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について

ては、当委員会の調査審議を踏まえつつ、制度の整備について検討を行い、可能な限り速やかに必要な措置を講じられたい。(消費者庁)

(6) 消費者教育 (重点施策 7、施策番号 87、87-2、88、89、90、92、93、94、95、96、97、98 関係)

- ① 消費者教育推進法や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定。以下、「基本方針」。)の趣旨を周知・徹底させ、関係者間の連携を強化するための具体的かつ実効的な施策を推進されたい。
 - ② 基本方針の「今後検討すべき課題」について、課題ごとの優先度やスケジュールを明確化した上で、できるだけ速やかに検討を進められたい。
 - ③ 消費者庁と文部科学省は、より一層の連携を深めるとともに、地方公共団体における消費者行政担当部局と教育委員会の連携・協働が更に図られるよう、環境整備に取り組まされたい。また、すでに食育や金融教育等に取り組んでいる関係省庁等との連携についても、より一層強化されたい。
- (以上、消費者庁、文部科学省、関係省庁等)

(7) 消費者被害救済制度 (重点施策 8、施策番号 110、127、128 関係)

- 消費者裁判手続特例法の円滑な施行に向けて、関係政令・府令等の整備や制度の周知・広報等の所要の準備を進めるとともに、特定適格消費者団体の設立・活動を支援するために所要の措置を講じられたい。(消費者庁)

(8) 食品ロス削減その他の消費者や事業者自身の意識改革による社会問題への対応 (重点施策 9、施策番号 175 関係)

- 引き続き、食品ロス削減のような、消費者や事業者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に消費活動を行うことで社会問題を解決し得るような課題に対して、地方公共団体や消費者団体、事業者等の様々な主体が積極的に取り組めるような環境を整備するとともに、先駆的な取組が全国的に波及するよう、努められたい。
- (消費者庁、関係省庁等)

(9) 地方消費者行政 (重点施策 10、施策番号 121、122 関係、又は新規施策)

- ① 当委員会の「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成 25 年 8 月)を受けて検討を進めている地方消費者行政の基盤強化等のための取組を明確に記述されたい。
- ② 消費者安全法の改正において設置が検討されている地域見守りネットワーク構築のための「消費者安全確保地域協議会」については、既存のネットワークの活用を図るなど、効率的かつ実効的な運営が担保されるよう所要の措置を講じられたい。
- ③ 国による地方消費者行政の継続的な財政支援に対しては、引き続き最大限の努力をばらうとともに、委嘱者等への人件費としても活用できるよう促進されたい。
- ④ 消費者安全法の改正において検討されている消費生活相談員に関する任用要件等や

「特定消費生活相談員（仮称）」の設置義務付けについては、現場の自治体や相談員の理解が得られ処遇改善につながるよう必要な対策を講じられたい。

（以上、消費者庁、関係省庁等）

（10）PIO - NET の刷新（重点施策 12、施策番号 1 関係）

① PIO-NET の刷新に当たっては、相談現場の負担軽減につながるよう、また、相談現場に混乱が起きないように、現場の意見を十分に踏まえた上で、新システムへの円滑な移行を図られたい。

② PIO-NET の専用端末・専用回線の一部廃止については、小規模自治体の切り捨てにつながらないように、特段の配慮を行われたい。

（以上、消費者庁）

（11）国民生活センターの在り方（新規施策）

① 「中期目標管理法人」として存続することとなった国民生活センターがその機能を十分に発揮できるよう、（i）消費者の立場に立って柔軟かつ機動的な業務運営が行えること、（ii）各機能の相互補完性・一体性を確保すること、（iii）専門知識を有する職員を質・量ともに確保するための財政的な措置を行うこと、（iv）地方の消費者行政の現場とも密接な結び付きを保つこと等を制度的に担保するための措置を講じることを明確化されたい。

② 同センター相模原事務所の研修施設については、消費者教育や地方消費者行政の充実を図るため、早急に活用を再開する方向で検討を進められたい。

（以上、消費者庁）

（12）エステ・美容医療サービス（重点施策 14、施策番号 39-2、39-3、153-3 関係）

① 「医療機関ホームページガイドライン」や「医療広告ガイドライン」の実効性について、必要かつ十分な検証・評価を実施されたい。

（なお、次回の「消費者基本計画の検証・評価・監視」において、平成 26 年 3 月末までの検証・評価の結果を報告していただきたい。）

② 上記両ガイドラインの実効性が担保されない場合は、美容医療機関等のホームページにおける表示を医療に関する広告とみなすなどの法改正を含めた表示適正化の実効性を担保するための措置を検討されたい。

③ 医療機関のホームページの監視について、指導権限を持つ保健所に対する厚生労働省による支援の在り方等について検討し、必要な対策を講じることを明確に記述されたい。

④ 美容医療サービス等における消費者（患者）への事前説明及びその同意に関し、医療従事者及び指導を行う保健所が適切に対応できるよう、具体的な Q & A の作成や具体例の提示等の方策について検討し、実施することを明確に記述されたい。

⑤ まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと消費者への情報提供を適切に実施し、事故の未然防止に役立つよう対応されたい。

（以上、厚生労働省）

(13) 特定商取引法（重点施策 15、施策番号 41、43、44-2 関係）

- ① 特定商取引法のいわゆる「5年後見直し」に向けて、できるだけ早期に消費者被害の実態把握と課題の整理を行い、必要な対応を検討することについて明記されたい。検討に際しては、当委員会の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」（平成 25 年 8 月）を踏まえ、「指定権利制の廃止」についてあわせて検討されたい。
 - ② 訪問購入規制に関し、規制導入による効果や適用除外分野における被害の発生状況等について実態把握・検証を重点的に行い、必要に応じて機動的に見直しを行うことを明記されたい。
- （以上、消費者庁）

(14) 詐欺的投資勧誘等（重点施策 16、施策番号 41、48、49、51、52、60、60-2、60-3、62、64、66、101 関係）

- 当委員会が「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」（平成 25 年 8 月）において指摘した各課題（関係法令の執行強化に向けた措置、制度整備に向けた措置、犯行ツールに関する取組の強化、消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化）に対する建議以降の取組を十分に検証・評価した上で、必要となる取組強化を実施されたい。（消費者庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

(15) 商品先物取引における不招請勧誘禁止規制（施策番号 47 関係、又は新規施策）

- 総合取引所における商品先物取引の不招請勧誘禁止規制の在り方については、当委員会の「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」（平成 25 年 11 月）を踏まえ、所要の措置を講じるとともに、その旨を明確に記述されたい。（金融庁、農林水産省、経済産業省）

(16) 金融商品取引（施策番号 48、60、62 関係、又は新規施策）

- ① 第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出業者に係るいわゆるファンドへの出資等に関する消費者トラブルについては、無登録業者に対するものも含め、関係省庁における一層積極的な法執行や監督体制の強化、消費者教育・啓発による被害防止対策を検討し、必要な対策を講じられたい。（金融庁、警察庁、消費者庁）
- ② 適格機関投資家等特例業務については、同制度を悪用した詐欺的投資勧誘が後を絶たず、その消費者被害が深刻である現状に鑑み、一般消費者が巻き込まれることがないような仕組みを構築するとともに、その旨を明確に記述されたい。（金融庁）
- ③ 金融商品取引に係る適合性原則については、実効性のある行政的な監督を行い、消費者被害の減少につながる取組を実施されたい。（金融庁）
- ④ クラウドファンディングについて制度を整備するに際しては、当委員会の「クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見」（平成 26 年 2 月）を踏まえ、十分な消費者・投資家保護が図られるものとされるとともに、その旨を明確に記述されたい。（金融庁）

(17) 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（重点施策 18、施策番号 160、161、164 関係）

- 当委員会の「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」（平成 24 年 12 月）を踏まえ、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な措置を講じられたい。（総務省）

(18) インターネットによる財産被害（施策番号 153、153-2、171 関係）

- ① インターネット取引被害に関し、決済手段や決済代行業者の実態を把握した上で、決済代行業者登録制度の今後のあり方について検討するとともに、必要に応じ、被害抑止及び被害回復のための方策や決済代行業者に関する制度的対応の必要性等について、割賦販売法等の法改正も含めて検討することを明記されたい。
 - ② 景品表示法や特定商取引法等の執行強化を図るとともに、関係省庁等の連携強化や消費者教育・啓発等、被害の未然防止のためのあらゆる方策を講じられたい。
 - ③ 目下消費者庁が実施している越境消費者センターのサービスがより多くの国々との間で継続的に消費者に提供されるよう、所要の措置を講じられたい。
- （以上、消費者庁、総務省、経済産業省、関係省庁等）

(19) 情報通信分野における個人情報保護（施策番号 166、177 関係）

- ① ビッグデータの利活用に関し、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（平成 25 年 12 月 20 日 IT 戦略本部決定）に基づき各施策を検討・実施するに当たっては、(i) 保護されるべき個人情報の範囲について慎重に検討を行うこと、(ii) 匿名化について検討を深めること、(iii) 第三者提供について消費者から同意を得る際には、消費者へ分かりやすく表示すること、(iv) 自己に関する情報の開示・訂正・消去を求める権利を十分に保障すること等、パーソナルデータの保護に十分に配慮されたい。
- （内閣官房、関係省庁等）
- ② スマートフォンのアプリケーションについて、事業者のプライバシーポリシーの作成や利用者への分かりやすい掲示の推進、安心安全に利用するための利用者への周知啓発等、利用者利益の確保のために所要の措置を講じられたい。（総務省）

(20) 公益通報者保護制度（施策番号 130 関係）

- 当委員会の「公益通報者保護制度に関する意見～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」(平成 25 年 7 月) を踏まえて、法制度の実効性を確保すべく、通報者の保護や相談窓口・通報先の拡大等に関し、制度の運用改善及び法の改正を含めた措置を検討することについて明記されたい。（消費者庁）

（以上）

消費者基本計画の改定素案（平成 26 年 5 月）等に対する意見

平成 26 年 5 月 27 日
消費者委員会

当委員会は、消費者基本計画（以下、「計画」という。）の検証・評価及び見直しに係る関係省庁等の作業に先立つ本年 2 月 25 日に「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」を取りまとめ、本意見の内容を可能な限り改定計画に反映することを求めてきた。

その後、消費者庁をはじめとする関係省庁等では、当委員会の意見も踏まえつつ、計画の検証・評価及び見直し作業を行い、この結果取りまとめられた計画の改定素案が本年 5 月 9 日よりパブリックコメントにかけられた。

当委員会としては、この 5 月に計 3 回にわたって本会議を開催し、各施策の実施状況や成果、今後の課題等について、関係省庁等からのヒアリングを実施したところであるが、本ヒアリングの結果やその他の意見表明等の内容を踏まえ、計画の改定素案等に対して下記の通り意見を述べる。関係省庁等におかれては、計画の改定原案の取りまとめに向けて、下記の各項目について検討の上、必要なものについては計画の改定原案等に反映されたい。あわせて、本年 2 月 25 日付け当委員会意見に盛り込んだ各項目についても再度検討を行い、同様の対応をとられたい。

当委員会としては、本意見の計画への反映状況やその後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや取組が不十分と考えられるもの等については、新計画の策定に向けた検討の中で重点的に取り上げていくとともに、必要に応じて建議等を行っていくこととする。

記

1. 改定計画全般に関する事項

平成 24 年 8 月に消費者基本法が改正され、政府が講じた消費者政策の実施状況についての年次報告として平成 25 年より消費者白書が作成され、消費者を取り巻く社会経済状況の変化や消費者被害の傾向等について分析されている。計画の見直しは、社会経済状況の変化に対応した消費者政策を政府全体として推進するために行うものであることから、見直し内容については、消費者白書で検討された問題を十分に反映することが必要であると考えられる。消費者白書で指摘されている高齢化、インターネット取引の増加、国際化といった社会状況の変化に伴う消費者問題に迅速かつ的確に対応するため、必要な施策については新計画の策定を待たずに現行計画の見直しに反映されたい。

また、本年度は現行計画の最終年度に当たることから、今回の計画の検証・評価及び見直しに当たっては、（ ）計画に基づくこれまでの取組を総括的に検証・評価し、各施策の達成状況やその効果等を可能な限り明らかにすること、（ ）残された課題について今

後の取組方針を明確化し、その確実な実施を促すこと、()新計画の策定に向けて、今後の消費者政策上の重点課題を明らかにすることが必要である。このような観点から、以下の事項について再度検討を行い、必要なものについては修正・追加等を行われたい。

(1) 各施策の総括的な検証・評価の拡充

各施策の実施状況等が記載されている「施策別整理表」については、その内容について施策ごとにバラつきが見られ、各施策の達成状況や効果、課題等についての検証・評価が必ずしも十分でないものが見受けられる。現行計画中の各施策の成果と課題を総括的に明らかにすることは、新計画の策定に向けた検討に際して不可欠のプロセスであることを踏まえ、不十分なものについては記載内容を拡充し、十分説明を尽くされたい。

(2) 重点施策の実施工程の具体化等

重点施策の実施工程については、本年度が現行計画の最終年度であることを踏まえ、本年度中における実施予定や目標とする成果等をより具体的かつ詳細に記載し、各施策の確実な履行を担保する内容とされたい。

2. 個別施策に関する事項

(1) リコール情報の周知・徹底(重点施策1、施策番号7関係)

引き続き事業者団体との協力体制を拡大するとともに、販売事業者向けに作成したガイドブックによる取組の効果を検証し、リコール情報の周知・徹底、リコール製品の回収向上に向けた必要な対策を講じられたい。また、これまでの取組状況や今後の取組強化の方針等について具体的に明記されたい。(経済産業省)

リコール情報サイトを通じた消費者への情報発信をさらに強化するとともに、リコール情報に関する消費者教育・啓発をさらに拡充していく旨を明記されたい。(消費者庁)

(2) 冷凍食品への農薬混入問題への対応(施策番号3、29関係)

先般の冷凍食品への農薬混入事案への事業者及び行政の対応について十分な検証・評価を行い、再発防止や被害拡大防止等のために必要な対策を講じる旨を明記されたい。(消費者庁、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省)

(3) いわゆる健康食品の表示等(重点施策6、施策番号76、76-2、77関係)

消費者庁が策定した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法の留意事項」(平成25年12月)について周知徹底に努めるとともに、それに基づく取組の効果を検証し、所要の措置を講じる旨を明記されたい。(消費者庁)

健康被害情報の収集・解析の手法についての研究を進め、実効性の向上を図るとともに、医師・薬剤師等に対しては、診療、調剤等を行うに当たり、健康食品に関する情報を消費者に対して積極的に提供することを働きかけるとともに、事業者に対しては、消費者の病態や飲用薬剤に対する健康食品の関与成分の影響に関する情報を、消費者に対して積極的に提供することを働きかけるよう、必要な措置を講じる旨を明記され

たい。(厚生労働省、消費者庁)

いわゆる健康食品等の機能性表示の在り方について、既存の制度との関係整理、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供及び十分な消費者理解を確保した上で、慎重に検討を進めることを明確化されたい。また、保健機能食品を含む健康食品の特性や、それらの適切な利用方法についての消費者啓発をできる限り効果的に行う旨を明記されたい。(消費者庁、厚生労働省、農林水産省)

(4) 消費者教育(重点施策7、施策番号87、87-2、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、175関係)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)の「今後検討すべき課題」について、本年3月の第6回消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づき、具体的な検討をさらに進める旨を明記されたい。

地方公共団体において「消費者教育推進計画」の策定や「消費者教育推進地域協議会」の設置が進んでいる状況等を踏まえ、地方の消費者行政部局と教育現場(大学を含む)等の間での連携・協働が実効的に行われるよう、消費者庁と文部科学省が連携して地方への働きかけを行う旨を明記されたい。

(以上、消費者庁、文部科学省)

(5) 消費者被害救済制度(重点施策8、施策番号110、127、128関係)

消費者裁判手続特例法の円滑かつ速やかな施行に向け、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等については、消費者被害救済の実効性を確保する見地から、特定適格消費者団体には、適正な業務の遂行に相応する適格消費者団体が適切に認定され、また、その業務の適正が担保されるよう配慮しつつ、所要の指針等の策定を迅速に進められたい。(消費者庁)

(6) 地方消費者行政(重点施策10、施策番号121・122関係)

今国会に提出された「景品表示法等改正等法案」中の消費者安全法の一部改正措置により設置が可能となる「消費者安全確保地域協議会」については、現在設置が進められている消費者教育推進地域協議会や地域におけるその他の既存の枠組みの有効活用・有機的な連携等を通じて、実効的かつ効率的な運営が確保されるよう、所要の措置を講じる旨を明記されたい。

地方における消費者行政の計画的・安定的な取組が可能となるような財政支援の実施に向けて引き続き最大限の努力を行うとともに、地方公共団体における自主財源・人員確保に向けた首長等への働きかけに引き続き努力されたい。

地方における取組状況や様々な先進事例の共有化を図るため、各地方公共団体の情報の「見える化」をさらに推進する旨を明記されたい。

(以上、消費者庁)

(7) エステ・美容医療(重点施策 14、施策番号 39、39 - 2、39-2-2、39 - 3、153 - 3、153-3-2 関係)

「医療広告ガイドライン」改定後の状況について把握し、ガイドライン改定の効果について検証・評価を行うとともに、十分な効果が見られない場合には法規制を含めたさらに必要な措置を検討する旨を明記されたい。

「自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針」策定後の検証・評価結果を明らかにした上で、十分な効果が見られない場合には法規制を含めたさらに必要な措置を検討する旨を明記されたい。

(以上、厚生労働省)

(8) 詐欺的投資勧誘対策(重点施策 16、施策番号 41、48、49、51、60、60 - 2、60 - 3、62、64、66、101 関係)

特定商取引法の指定権利制の在り方、又はこれと類似の制度整備について検討を行うとともに、違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入について、引き続き検討を推進する旨を明記されたい。(消費者庁)

詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化を図るため、関連法令の執行強化を図るとともに、事業者等への適切な注意喚起等を行う旨を明記されたい。(警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省、国土交通省)

(9) 商品先物取引における不招請勧誘規制(施策番号 47 関係又は新規施策)

商品先物取引における不招請勧誘規制については、当委員会「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」(平成 25 年 11 月) 「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に対する意見」(平成 26 年 4 月) を踏まえて、総合取引所が発足した場合や、既存の商品取引所においても、投資家(消費者) 保護のための措置を基本的に維持する旨を明記されたい。(金融庁、経済産業省、農林水産省)

(10) 適格機関投資家等特例業務(新規施策)

金融商品取引法の政省令等の整備に当たっては、当委員会「適格機関投資家等特例業務についての提言」(平成 26 年 4 月) での指摘事項等を踏まえて、特例業務における投資者の範囲の見直しや、悪質業者の排除等の投資家(消費者) 保護のための適切な措置を講じる旨を明記されたい。(金融庁)

(11) クラウドファンディング(新規施策)

金融商品取引法の政省令等の整備に当たっては、当委員会「クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見」(平成 26 年 2 月) での指摘事項等を踏まえて、参入規制や勧誘規制等の投資家(消費者) 保護のための適切な措置を講じる旨を明記されたい。(金融庁)

(12) 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（重点施策 18、施策番号 160、161、164 関係）

総務省「ICT サービス安心・安全研究会」における検討や当委員会「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」(平成 24 年 12 月)を踏まえ、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な措置を講じる旨を明記されたい。(総務省)

(13) インターネットによる財産被害対策（施策番号 45、153、153-2・171 関係）

インターネットにおけるクレジットカード取引に係る消費者トラブルが増加していることを踏まえ、クレジットカードに係る決済代行登録制度の見直しや、関係法令の改正も含めた制度的対応について今後検討する旨を明記されたい(本件については、当委員会としても建議等のとりまとめに向けて、検討を深めていくこととする)。(経済産業省、消費者庁)

(14) 個人情報保護（施策番号 166、177 関係）

パーソナルデータの利活用に関する制度見直しに当たっては、これまで当委員会が申し入れてきた、()保護されるべき個人情報の範囲について慎重な検討が必要であること、()匿名化について検討を深めること、()消費者から同意を得る際には消費者へ分かりやすく表示することが重要であること、()自己に関する情報の開示・訂正・消去を求める権利が十分に保障されることも重要であること等の指摘事項を十分踏まえた内容とする旨を明確化されたい。

また、今後の検討の結果、制度が複雑になる場合は、消費者に十分周知し、意見を聴くこととされたい。

個人情報保護法に係る消費者庁及び消費者委員会の権限を第三者機関に移管するに当たっては、消費者保護の観点から消費者庁及び消費者委員会が十分に関与できるよう制度設計を行う旨を明確化されたい。

(以上、内閣官房、消費者庁)

(15) 景品表示法に基づく表示の適正化（重点施策 19、施策番号 80、103、124 関係）

景品表示法への課徴金制度の導入については、当委員会の本会議・景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会の合同会議のとりまとめを踏まえた答申を十分に尊重した上で法制化に向けた検討を進められたい。(消費者庁)

3. 今後の課題

(1) 新計画の策定に向けた検討の本格化

現行計画の計画期間は平成 26 年度末までとなっており、消費者行政を切れ目なく推進するためには、平成 27 年 3 月末までに新計画を策定することが必要である。新計画の策定に当たっては、高齢化や情報化、国際化等がさらに加速する中で必要となる消費者政策

の具体策について検討するとともに、現政権が進める経済成長戦略や規制改革と消費者利益の擁護・増進を車の両輪として進めていくための計画のあり方について、十分議論することが必要と考えられる。

消費者庁及び消費者委員会の発足後2回目となる新計画を充実した内容とし、中長期的に消費者政策を強力に推進していくためにも、今回の計画の検証・評価結果や消費者白書の内容等を踏まえつつ、新計画の策定に向けた検討を本格的に開始し、基本的な考え方や具体的な進め方についてできるだけ速やかに明らかにされたい。

(2) 計画を起点とするPDCAサイクル¹の再構築

消費者庁及び消費者委員会の発足後はじめて策定された現行計画の推進により、消費者政策の拡充や消費者行政の体制整備の面で大きな進展が図られたが、総務省が公表した「消費者取引に関する政策評価の結果に基づく勧告」(平成26年4月)においても指摘されている通り、消費者政策に関する政府全体の目標や施策体系が不明確である、政策の効果を検証・評価するための指標や手法等が確立していない等の課題も明らかになった。

計画の推進を通じて消費者政策のさらなる充実・強化等を実現するためにも、新計画の策定に当たっては、明確な政策目標の設定、個別施策の具体化・体系化、実工程の明確化、効果的な検証・評価方法の確立、検証・評価結果を踏まえた取組の改善等の諸課題について十分に検討を行われたい。

また、現行計画の計画期間は5年間となっており、毎年の検証・評価及び見直しの中で部分的な修正・追加等を重ねていく方式を採用しているが、社会経済状況が急速に変化する中で中長期的に実効性のある消費者政策を推進していくためには、計画期間を短期化することや、消費者白書における消費者被害の発生状況等についての分析結果等を踏まえて、一定期間経過後に計画を大幅に見直すことなどについても検討されるべきである。

(以上)

¹ 計画(Plan)、実行(Do)、検証・評価(Check)、改善(Act)の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図ること。

消政策第215号
平成26年6月17日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



「消費者基本計画」の変更に係る消費者委員会の意見聴取について

消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に基づく「消費者基本計画」の変更について、別添のとおり原案を作成したので、貴委員会の意見を求める。

以上

別添案は省略



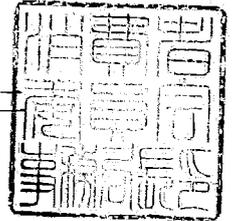


府消委第 151号
平成26年6月17日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



消費者基本計画の変更について

平成26年6月17日付け消政策第215号をもって当委員会に意見を求めた「消費者基本計画」の変更の案については、消費者基本法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。